第１回 令和２年７月豪雨復旧・復興本部会議　次第

令和 2 年（2020 年）8 月 21 日（金）14：00～14：30

於：本館 5 階　知事応接室

１　開　会

２　黙　祷

３　本部長（知事）挨拶

４　各本部員からの報告

（１）「令和２年７月豪雨復旧・復興本部」及び「球磨川流域復興局」の設置について

（２）「くまもと復旧・復興有識者会議」の開催について

（３）８月専決予算について

（４）その他

５　意見交換

６　閉　会

令和２年７月豪雨復旧・復興本部会議

席 次 表

【第１回本部会議】
日　時 ：令和２年８月２１日（金）
　　１４時～１４時３０分
場　所 ：県庁本館５階 知事応接室

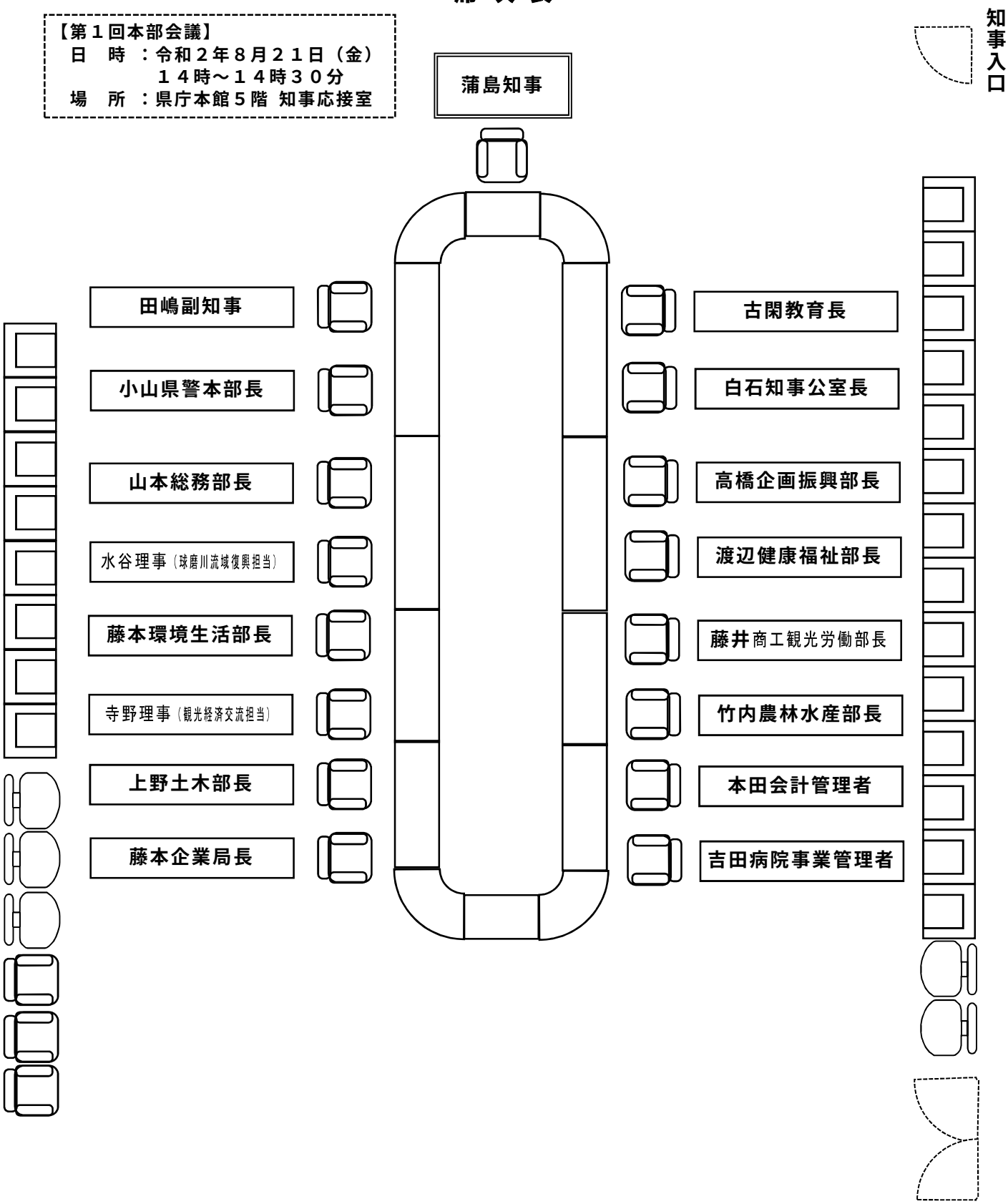

第１回令和２年７月豪雨復旧・復興本部会議　知事挨拶

○日　時：令和２年８月２１日（金）１４時００分～
○場　所：知事応接室

○　７月４日に発生した「令和２年７月豪雨」から１カ月半が経過しました。
　犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

○　また、災害直後から、国や全国の自治体、民間企業・団体、さらには、自衛隊や警察、消防など、多くの方から御支援をいただきました。この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。

○　今回の豪雨では、県南地域を中心に、甚大な被害が発生しました。今も約 1,200 人が避難所での生活を余儀なくされており、新型コロナウイルスの感染防止のためにも、一日も早い住まいの再建が求められております。

○　すでに、第１弾の木造仮設住宅が人吉市、山江村、相良村に完成し、明日から入居が始まります。８年前の広域大水害、４年前の熊本地震の経験を生かした温かみのある住まいで、被災された方の痛みの最小化に取り組んで参ります。

○　また、暮らしを支える「仕事の再建」についても、迅速かつ柔軟に取り組む必要があります。具体的には、中小企業などの再建を後押しする「なりわい再建補助金」や農業用ハウスの再建支援など、国の「対策パッケージ」を踏まえた事業を実行して参ります。それらの取組みや、公共土木施設・農林業施設の復旧事業など、総額９１７億円の予算について、先ほど、専決を行いました。

○　これらの復旧・復興の取組みを、迅速かつ強力に進めていくためには、各部局を横断的に見渡し、球磨川流域の復興に特化して取り組む専任組織が必要となります。
　そこで、本日、「球磨川流域復興局」を設置しました。県政の長年の課題である球磨川流域の治水対策を踏まえた復興という、より大きなミッションを名称に据え、この難局に立ち向かうため、「球磨川流域復興局」といたしました。

○　この「球磨川流域復興局」が中心となり、被災市町村の復旧・復興に全力で取り組んで参ります。

○　最後になりますが、今月３０日には、復興の基本方針を議論する「くまもと復旧・復興有識者会議」を開催いたします。

○　被災者お一人おひとりに寄り添うことに加え、地域にとって明るいビジョンを示していくことが、私たちの使命だと考えています。

○　各本部員の皆様には、この思いを胸にとめていただき、一丸となって、復興の歩みを進めていきましょう。

令和２年７月豪雨復旧・復興本部の設置について

令和２年８月２１日

１　設置の趣旨

「令和２年７月豪雨」の発生から約１月半が経過し、今後は、被災された方々の生活再建と地域経済の再生、更には被災地の創造的な復興に向けた取組みを迅速かつ強力に進めていく必要がある。

そこで、県庁の各部局が一体となって、被災地の復旧・復興を迅速かつ強力に推進するため、令和２年７月豪雨に係る「復旧・復興本部」を設置する。

２　復旧・復興本部の役割

（１）「令和２年７月豪雨」からの復旧・復興に係る課題を全庁的に共有し、的確な復旧・復興策を協議・検討する。

（２）各本部員が行う取組みの総合調整を行うとともに、取組全体の進捗管理を行う。

３　設置日

令和２年８月２１日（金）

４　組織体制

・本 部 長　　知事
・副本部長　　副知事
・本 部 員　　知事公室長、各部長、理事（球磨川流域復興担当、観光経済交流担当）
会計管理者、警察本部長、教育長、企業局長、病院事業管理者

令和2年7月豪雨復旧･復興本部

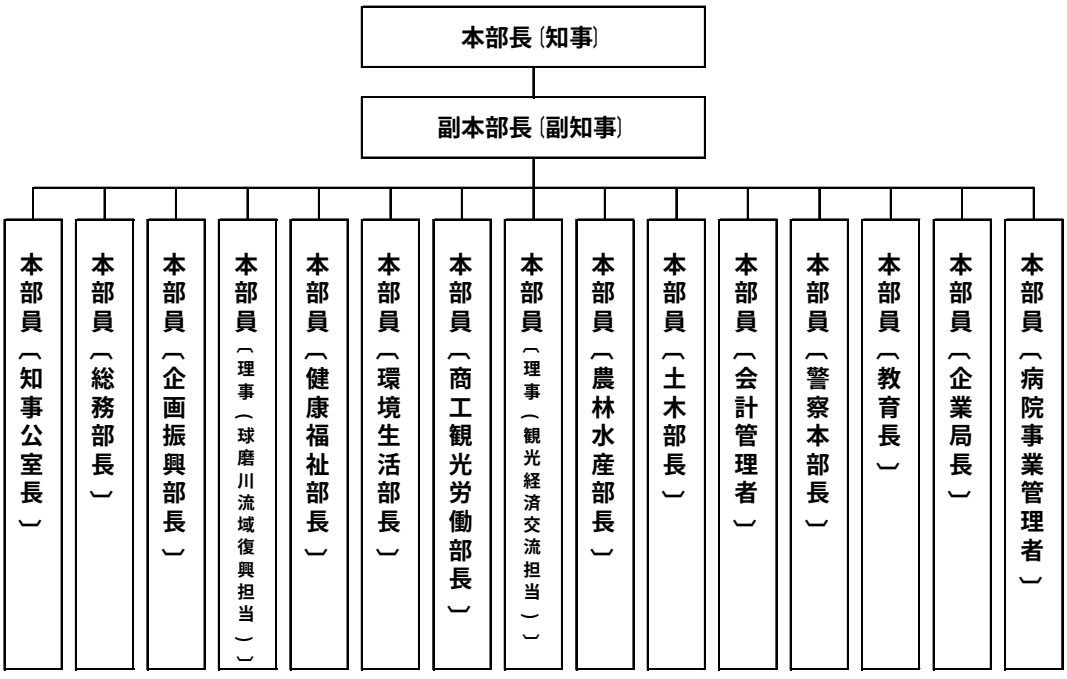

５　第１回令和２年７月豪雨復旧・復興本部会議

＜日時＞令和２年８月２１日（金）１４：００～１４：３０
＜場所＞県庁本館５階　知事応接室

問い合わせ先
球磨川流域復興局　田浦、河野
（直通）096-333-2607

令和２年８月２０日更新
令和２年８月１７日

令和２年７月豪雨災害からの復旧・復興等のための県の組織体制の整備について

○　令和２年７月豪雨災害については、来る８月２１日に「復旧・復興本部」を立ち上げ、復旧・復興の段階に応じた課題を全庁的に共有し、着実かつ的確な復興策を協議、検討することとしています。
○　復旧・復興を進めるにあたり、すまいや生活、なりわいの再建をめざし、その基盤となる集落再生や防災を念頭に置いたまちづくりなどの多くの課題に対応していくため、必要な組織体制を整備します。
○　また、新型コロナウイルス感染症にも、引き続き、的確に対応していくため、併せて体制の強化を行います。

１　豪雨災害からの復旧・復興

（１）「球磨川流域復興局」の新設

■　概　　要

- 企画振興部に「球磨川流域復興局」を新設。
- 企画振興部に担当理事（部長級）を置き、理事が球磨川流域復興局長を兼務。
- 復旧・復興の段階に応じて変化する課題や業務等を全庁的に統括することとし、これらに柔軟かつ機動的に対応するため、球磨川流域復興局は課を置かない「オールスタッフ制」の組織とする。

■　業務内容

- 豪雨災害からの速やかな復旧・復興に向けて、次の事項に専任・集中的に取り組む。
  - 復旧・復興本部、くまもと復旧・復興有識者会議の運営
  - 復旧・復興プランの策定及び進捗管理
  - 豪雨災害に伴う県南地域の市街地・集落再生支援
  - ライフライン、交通等の復旧に向けた取組みの調整
  - 球磨川流域の治水対策の検証　　等

■　職　員　数

- ２２名

■　設置場所

- 県庁行政棟本館６階

裏面あり

（２）被災者の事業再建支援

- 「なりわい再建補助金（新グループ補助金）」の交付等の業務に取り組むため、商工振興金融課「企業復興支援班」の職員を増員。（＋１２名）

（３）被災市町村への職員派遣

- 被災市町村の復旧・復興を支援するため、市町村職員として業務を行う県職員を派遣。（＋６名（内訳：球磨村５名、芦北町１名））
  ※　別途、人吉市に職員を派遣予定（２名）

＜参考：既に実施した組織体制の整備＞

- 豪雨災害に伴う避難者支援
  - 物資供給や避難者支援に取り組むため、健康福祉政策課に「避難所等支援室」を新設。（＋１４名）
- 豪雨災害からのすまい再建支援
  - 仮設住宅、すまい再建支援等に取り組むため、健康福祉政策課すまい対策室に「応急仮設住宅第二班」を新設。（＋４名）

２　新型コロナウイルス感染症への対応

- 専任の新型コロナウイルス感染症対策室長を配置。
- 感染事案の発生・クラスター対策等に継続して対応していくため、健康危機管理課に「新型コロナウイルス対策班」を新設するとともに、職員を増員。（＋１０名）

３　組織改正の時期

令和２年８月２１日（金）

４　主な異動者

【部長級】熊本県理事（球磨川流域復興担当）兼企画振興部球磨川流域復興局長
水谷　孝司　（現職：熊本県県南広域本部長）

【次長級】熊本県県南広域本部長心得
田村　真一　（現職：企画振興部地域・文化振興局長）

企画振興部土木技術審議監命企画振興部球磨川流域復興局勤務
亀崎　直隆　（現職：熊本県天草広域本部土木部長）

知事公室首席審議員兼知事公室新型コロナウイルス感染症対策室長兼健康福祉部付命健康福祉部健康危機管理課勤務
波村　多門　（現職：環境生活部首席審議員兼環境政策課長）

［問い合わせ先］
総務部人事課　受島（内線３０６２）
組織班　前田（内線３０４５）
人事班　塚本（内線３０７３）
（ダイヤルイン０９６－３３３－２０５４）

令和２年７月豪雨復旧・復興本部設置要綱

（設置）

第１条　令和２年７月豪雨災害による被災者の救済及び被災地の復旧・復興のための施策（以下「被災地復旧・復興策等」という。）を、県庁の各部局が一体となって、迅速かつ強力に推進していくため、令和２年７月豪雨復旧・復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）被災地復旧・復興策等の検討に関すること。

（２）被災地復旧・復興策等の推進及び進捗管理に関すること。

（組織等）

第３条　本部は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）本部長

（２）副本部長

（３）本部員

２　本部長は、知事をもって充て、本部に関する業務を統括し、本部会議を主宰する。

３　副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従い、その職務を代理する。

４　本部員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

（本部会議）

第４条　所掌事務を円滑に行うため、本部会議を開催する。

２　本部会議は、本部長が招集する。

３　特定の事項について協議を行おうとする場合は、本部長が指名する副本部長及び本部員の出席により開催することができる。

（他の者の出席）

第５条　本部会議は、本部の所掌事務に関し必要があるときは、他の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第６条　本部の庶務は、企画振興部球磨川流域復興局において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年８月２１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

知事公室長
総務部長
企画振興部長
熊本県理事（球磨川流域復興担当）
健康福祉部長
環境生活部長
商工観光労働部長
熊本県理事（観光経済交流担当）
農林水産部長
土木部長
会計管理者
企業局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

令和２年（２０２０年）８月２１日

令和２年７月豪雨に係る「くまもと復旧・復興有識者会議」の開催について

令和２年７月豪雨からの本格的な復旧・復興を進めるにあたり、その基本的な考え方や方向性を整理し、復興への道筋を明確にすることで、復興全体の加速化を図る必要があります。

そこで、平成２８年熊本地震の際にも開催した「くまもと復旧・復興有識者会議」のメンバーに復興の基本的な考え方や方向性を議論していただくため、下記のとおり、標記の有識者会議を開催します。

記

１　日時・場所・次第

日　時：令和２年８月３０日（日）１０時～１２時

場　所：県庁本館５階　審議会室

次　第：　○　開会
　　○　知事挨拶
　　○　「くまもと復旧・復興有識者会議」座長挨拶
　　○　事務局説明
　　○　意見交換
　　○　閉会

２　有識者会議メンバー

座　　長　　五百旗頭　真（公立大学法人兵庫県立大学 理事長）
※ 座長代理　　御厨　貴　　（東京大学 名誉教授／東京大学先端科学技術研究センターフェロー）
※ 委　　員　　金本　良嗣　（電力広域的運営推進機関 理事長）
委　　員　　河田　惠昭　（関西大学社会安全研究センター センター長）
委　　員　　古城　佳子　（青山学院大学国際政治経済学部 教授）
委　　員　　谷口　将紀　（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
委　　員　　坂東　眞理子（昭和女子大学 理事長・総長）

※印のメンバーはリモート参加予定
（ＷＥＢ会議システム使用）の方

【担当】
くまもと復旧・復興有識者会議 事務局
球磨川流域復興局　田浦、河野
直通 096-333-2607

令和2年度８月補正予算２(知事専決処分)の概要

令和2年（2020年）8月21日

令和2年度8月補正予算2の概要

【補正規模】　（単位：百万円）

① 現計予算額（8/4補正後）	881,004
② 今回補正額	**91,741**
（②の内訳：豪雨分　91,741　感染症分(全額、豪雨分と重複)　551）	
8月補正後予算額(①+②)	**972,746**

（補正額の財源内訳）

国庫支出金(※)	65,650	県　　債	24,502	分・負担金	411
諸　収　入	2	基金繰入金	1,177		

※うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　551

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

豪雨災害関連予算の計上状況　（単位：百万円）

	補正予算額	一般財源
7月専決2（7/21）	29,050	6,775
8月補正	8,682	22
8月専決（8/21）	91,741	1,177
計	129,474	7,975

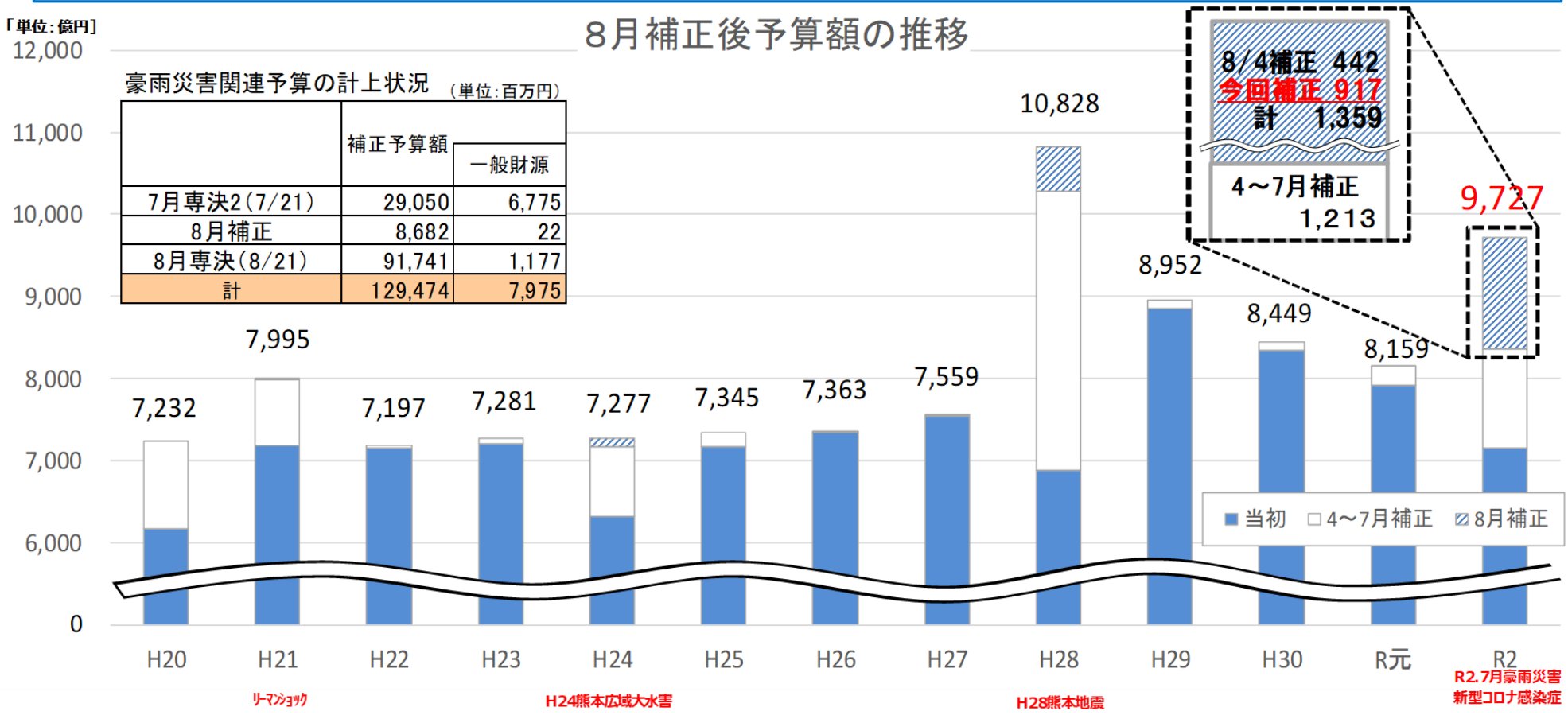

【令和２年８月補正専決】令和２年７月豪雨からの復旧・復興

予算額　917億41百万円（11億77百万円）
※（）内の計数は一般財源。以下同じ

○　令和2年7月豪雨により県南部を中心に甚大な被害が発生。被災者の救済、生活再建等を中心に、早期の対応が必要な事業など、県議会8月臨時会までに累計377億円を予算化

○　今回の8月専決では、令和2年7月末に閣議決定された「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を踏まえ、関連する事業を予算化し、一日も早い復旧・復興に取り組む

＜以下、主な事業を掲載＞

1　生活再建

（１）就学者の支援　59百万円(55百万円)

・JR肥薩線沿線の高校生の通学支援、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの追加配置

4　災害救助費

（1）ＤMAT等の活動費等　4億41百万円(44百万円)

・被災地に派遣され、医療や福祉等に携わる団体（DMAT等）への支援

2　生業の再建

（1）観光業等の中小・小規模事業者の支援　245億53百万円(10百万円)

・「なりわい再建補助金」により、被災事業者の復旧を支援（最大3/4補助、上限15億円）　※コロナ禍の影響、今回の豪雨に加えて過去の災害を受けた事業者は一定の条件下、一部定額補助（上限5億円）

・被災事業者の当面の収益確保や今後の地域の賑わい創出に向けて活動する団体を支援（定額補助、上限5千万円）

・ボランティア参加者に、被災地で活用できる「被災地復興応援券」を配付し、中長期的に被災地の復興を支援

（2）農林漁業者の支援　42億10百万円(3億55百万円)

・被災した農業用ハウスや農業用機械等の再建を支援（事業者負担は1割（国1/2+県上乗せ2/10+市町村上乗せ2/10）、農業用軽トラックが対象に）

・農業、漁業、林業等の共同施設の復旧を支援（国1/2＋県上乗せ1/10）

・被災の影響を受けた直売所の農産物等の販売促進経費を支援（県1/2）

・鳥獣被害防止柵・ジビエ加工施設等の災害復旧（国1/2）

（3）社会福祉施設等の支援　23億29百万円(2百万円)

・被災した社会福祉施設等（施設73箇所）の復旧を支援

3　災害応急復旧

（1）公共土木施設等の復旧　291億83百万円(5百万円)

・河川 782箇所、道路・橋梁 420箇所、砂防・急傾斜施設 369箇所の災害復旧、災害関連の工事の実施

・「非常災害」指定による球磨村が管理する道路・橋梁100箇所の県代行

・土石流発生箇所（11箇所）における砂防施設の整備等

※　球磨川に架かる橋梁10橋、両岸道路（約100km）、球磨川水系9支流（約33km）の国の権限代行による災害復旧工事（事業費ベース400～500億円）が決定（国直轄負担金予算を今後計上予定）

（2）農林業施設等の復旧　305億89百万円(5億86百万円)

・農地等15,192箇所の県営及び団体営による災害復旧工事

・市町村が事業主体となる林道3,084箇所、県有林・民有林内の作業道等63箇所の災害復旧工事

・災害により発生した崩壊地等708箇所の治山工事

（3）警察施設の復旧　1億26百万円(42百万円)

※　令和2年梅雨前線豪雨による災害について激甚災害に指定する見込みであることを公表（内閣府.R2.7.17）

1-(1) 鉄道の被災に伴う通学者の支援　新

予算額48百万円（48百万円）
高等学校等通学支援事業［高校教育課、私学振興課］

○　令和2年7月豪雨により、JR肥薩線の一部区間が運休し、高校生の通学に大きな支障や負担が生じている。また、くま川鉄道が運行する代替輸送バスを帰宅時に利用できない定時制の生徒がいるため、通学手段の確保が急務

○　ＪＲによる代替輸送バスが運行を開始するまでの間の通学手段確保の緊急措置として、県立・私立学校の保護者団体による運休区間の代替輸送（臨時タクシー運行）及び高速バス利用を支援するとともに、定時制生徒の帰宅用タクシーを運行

＜現状・課題＞

鉄道・道路の被災状況

■JR肥薩線
運休区間　八代～人吉
運休期間　未定

※九州縦貫道（八代～人吉）は通行可。坂本PAが地域住民に開放され、無料通行が可能。高速バスは通常どおり運行中

臨時タクシー等による代替輸送
及び高速バス利用に係る助成の実施

《代替輸送手段の内容》
○運行主体：保護者団体
○運行形態：タクシー（委託運行）
○運行開始：令和２年9月（予定）
○運　　賃：JRの通学定期相当額を徴収
○運行ダイヤ
　平日：登校・下校時（土曜日：必要に応じて）
○運行区間
　八代地区：坂本方面各駅⇒八代駅
　人吉球磨地区：球磨村方面各駅⇒人吉駅
※八代⇔人吉は、高速バスを利用

＜目的・概要＞

○**事 業 内 容**：①JR肥薩線を利用する生徒の通学支援のための臨時タクシーの運行経費及び高速バス利用に係る運賃差額の助成
②くま川鉄道を利用する定時制生徒の帰宅用タクシーの運行に要する経費
○**全体事業費：４８百万円**
①４７百万円〈県立〉38百万円　〈私立〉9百万円
②1百万円※県立のみ
○**補助対象経費**：代替輸送（臨時タクシー運行）の委託費または高速バス利用料から通学定期相当額を控除した額
○**事業主体**　：①**保護者団体**（各校単独または合同）
②**県**
○**事業期間**　：**令和２年度**

＜イメージ図＞

県

補助金※

保護者団体

委託

タクシー事業者

臨時タクシーの運行

高校生の通学手段の確保

〈沿線高校の鉄道利用人数〉
・八代地区：10校45人（県立7校37人、私立3校8人）
・人吉球磨地区：5校21人（県立のみ）
（うち定時制高校：1校2人（県立のみ））

※八代⇔人吉間の高速バス利用については、JRの通学定期相当額との差額を補助

2-(1)中小企業者等の生業再建支援 新

【令和２年７月豪雨災害の被災事業者に対する支援】

予算額241億42百万円（10百万円）

なりわい再建支援事業
商店街災害復旧等事業費補助金　［商工振興金融課］

○ 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和２年７月豪雨により被災した中小企業者等の生業の再建に向け、**これまでのグループ補助金を拡充、柔軟化した「なりわい再建支援補助金」**により、被災事業者を支援

○ 被災した**商店街**に対し、**地域の商機能、コミュニティ機能の回復**を図るため、**アーケード・街路灯等の復旧**に要する費用を助成

なりわい再建支援補助金（新グループ補助金）

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた県内の中小企業等が行う、**施設、設備の復旧等に要する経費**の一部を補助することにより、県内被災地域の復旧及び復興を促進

○全体事業費：321億12百万円（県事業費：241億12百万円）
○補助対象者：中小企業者等
○負担割合：国１／２、県１／４、中小企業者１／４

※**コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者**について、一定要件を満たす場合には**5億円を上限に定額補助**
（定額補助の補助率：国２／３、県１／３）

○補助限度額：１事業者当たり１５億円（※定額補助の上限：５億円）
○対象経費：中小企業者等の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費

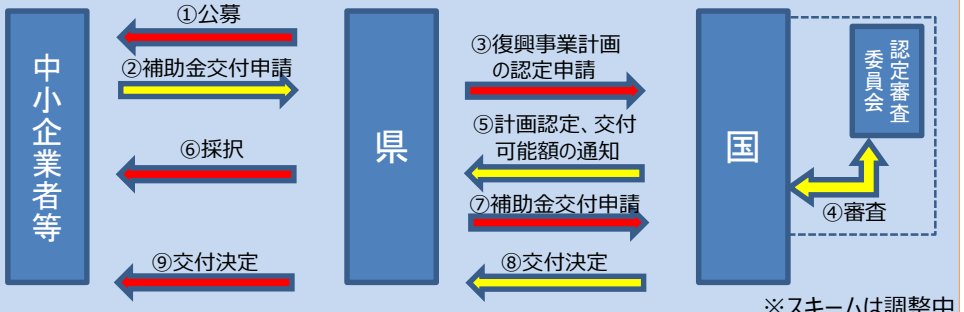

※スキームは調整中

■熊本地震時のグループ補助金となりわい再建支援補助金との主な違い

	グループ補助金（平成28年熊本地震）	なりわい再建支援補助金（令和２年７月豪雨）
復興事業計画の作成	各事業者がグループを組成し、復興事業計画は各グループで作成	各事業者の申請を基に**県が復興事業計画を作成** ※各事業者によるグループ組成は不要
定額補助の有無	制度なし	**一定の要件**を満たす事業者に限り、**5億円を上限**に実施
補助対象経費	①車両、②パソコン ：原則、対象外	①車両：資産計上されており、**業務用のみに用いていたこと及び外形的に業務上使用されていることが明確**なもの（企業名が印刷されている等）は補助対象 ②パソコン：資産計上されており、**被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたこと**などが証明できれば、補助対象
補助事業終了後の保険加入	任意	「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」への**加入を義務付け**
保険金の取扱い	**まず自己負担分に保険金を充当**し、充当後の超過分について補助金から差し引く	復旧費から保険金を差し引いた残額に補助率を乗じる

商店街災害復旧等事業費補助金

令和2年7月豪雨により被災した商店街の共同施設である**アーケード・街路灯等の復旧に要する経費**の一部を補助することで、地域の商機能・コミュニティ機能を回復させる

○全体事業費：４０百万円（県事業費：３０百万円）
○負担割合：国１／２、県１／４、商店街組織１／４
○補助対象者：商店街を構成する任意団体等
○対象経費：被災したアーケード・街路灯等の改修等に要する経費

2-(1)中小企業等の災害復旧に係る資金繰り支援 新

予算額：既定予算対応
中小企業金融総合支援事業[商工振興金融課]

○ 国の対策パッケージでは、豪雨被災事業者への資金繰り支援として、コロナ対策で実施中の政府系金融機関及び民間金融機関（県融資制度）による**実質無利子融資の資金使途が災害復旧資金まで拡大**

○ 県としても、国による支援と合わせて強力に被災事業者の資金繰りを支援するために、激甚災害指定に基づく特別保証制度を活用して**別枠**かつ**信用保証協会の100%保証**による**災害復旧資金を創設し、融資枠100億円を確保**

＜コロナ対策融資現状＞

【コロナ対策融資（県融資制度）】
・融資枠　**3,000億円**
・融資実績（７月末）
　14,729件　**2,183億円**

融資枠残
約 800億円
を活用

＜**今回創設**：災害復旧資金融資条件等＞

○ 令和2年7月豪雨に係る県融資制度枠を**100億円確保**

・資金名「熊本県金融円滑化特別資金（令和２年７月豪雨災害分）」
・対象者　豪雨災害の罹災証明を有する者／「なりわい再建補助金」の交付決定者
・限度額　**8,000万円（別枠）**　・責任共有　**保証協会100%保証**　・融資期間　10年以内（据置期間 1年以内）
・利　率　1.30%～2.00%　・保証料率　**0.00%（県全額補助）**

＜参考＞豪雨対応資金イメージ

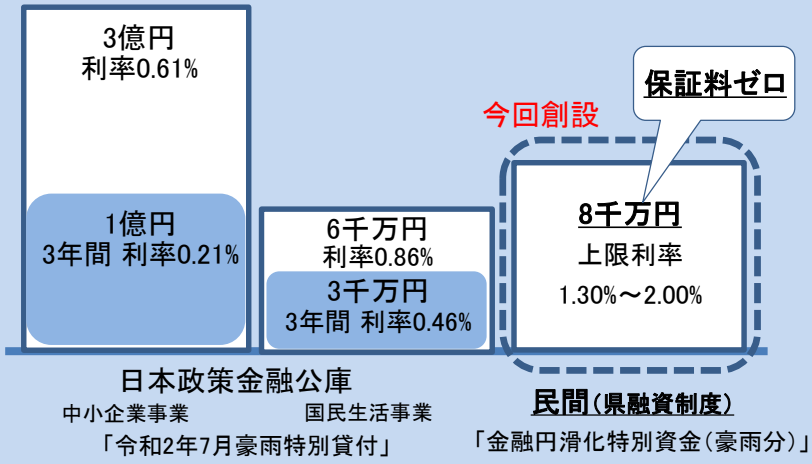

＜参考＞熊本地震時

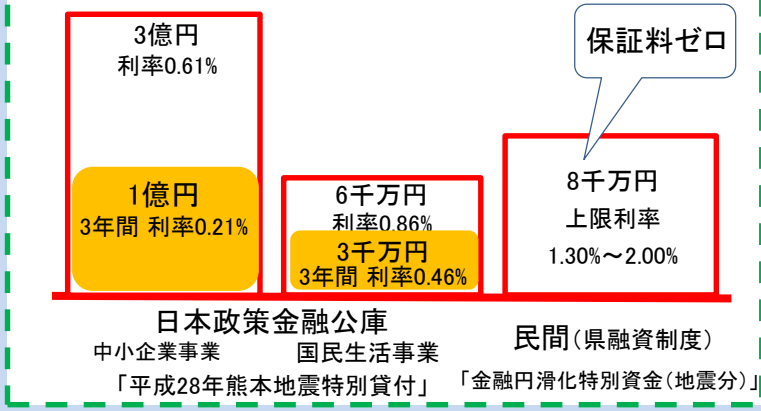

※コロナの影響も受けている事業者については、コロナ対応分の3年間実質無利子融資（政府系4億4千万円＋民間4千万円）で適切に対応

（注）記載の利率等は、罹災証明書発行等の要件あり

2-(1) 関係団体による被災地復興の活動を支援 新

予算額３億円（ ― ）
被災地域産業再興支援事業［観光物産課］

○ 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、令和２年７月豪雨により被災した地域は、**「地域産業」、「まち」そのものが失われかねない危機**に直面
○ 被災事業者の生業再建に向け、「なりわい再建支援補助金」でのハード整備支援と併せて、**当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を支援し、地域産業全体の再興を総合的に後押し**

＜現状・課題＞

＜被災状況＞
- 球磨焼酎蔵元が被災し、製造施設・設備・店舗等に多大な損害が発生
- 人吉市内の宿泊施設、主要な観光施設も被災
- 物産館や味噌醤油蔵が被災するなど、物産品の製造・販売・サプライチェーンに大きな影響

＜課題＞
- 被災した施設や設備等の早期復旧
- **被災した地域産業の復旧及び本格再開まで、即効性のある支援**が不可欠

＜事業概要＞

当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を総合的に支援

○全体事業費：3億円
○負担割合（県10/10 コロナ臨時交付金 **）**
○事業内容
①補　助　率：定額
②補　助　額：上限5千万円
③対　象　者：地域の核となる団体(10者以上)※
※構成員が豪雨で被災しており、被災地域に主たる事務所を有すること。
※事業計画に、被災した構成員への支援が重点事項として位置付けられていること。
④対象経費
応急期支援：当面の収益確保等、事業再開に向けた取組み（残存した商品等の応急的な販売　等）
復旧期支援：事業再起に向けた取組み（復興をテーマとした共同での商品・パッケージの開発　等）
復興期支援：本格的な事業展開に向けた取組み（新たな販路確保、共同での情報発信　等）

＜イメージ図＞

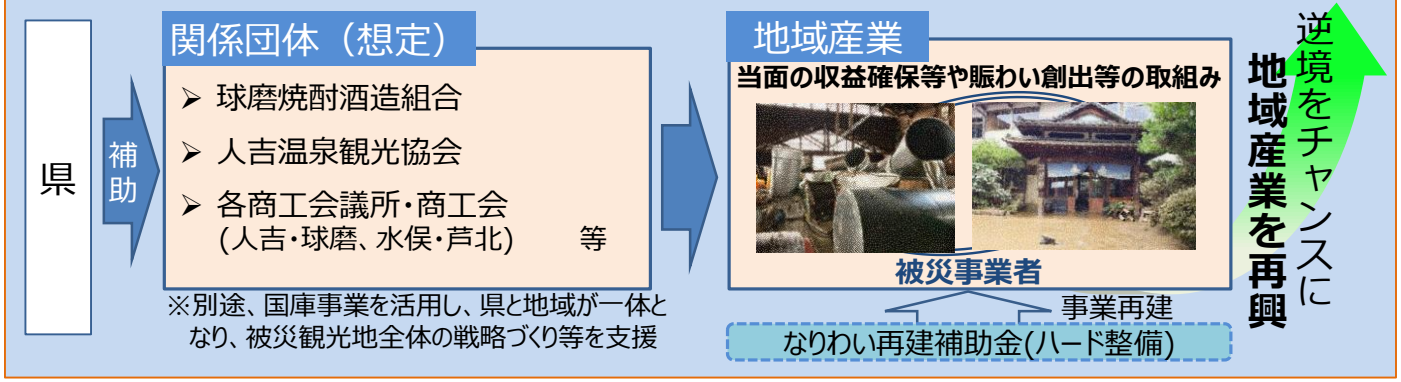

2-(1) 県民による被災地の経済復興支援

新

予算額91百万円（ ― ）
県民による被災地経済復興促進事業［国際課］

○ コロナ禍の中、豪雨被害を受けた地域では**県民がボランティアに参加いただき、復旧を進めている状況**
○ ボランティア参加者へ、**被災地で活用できる「被災地復興応援券(3,000円)」を配付し、中長期的に被災地に足を運んでいただくことにより、被災地の復興を支援**

＜事業概要＞

＜現状と課題＞
・公費撤去による支援は充実した一方で、**屋内からの搬出入や消毒、床や建具の洗浄・拭き上げ等、ボランティアでしか対応できないニーズが多く存在**。ボランティアが県内在住者に限られている中で、**多くの県民がボランティアに参加いただいている**
・被災地の復旧・復興には、**引き続き、県民による支援が必要**

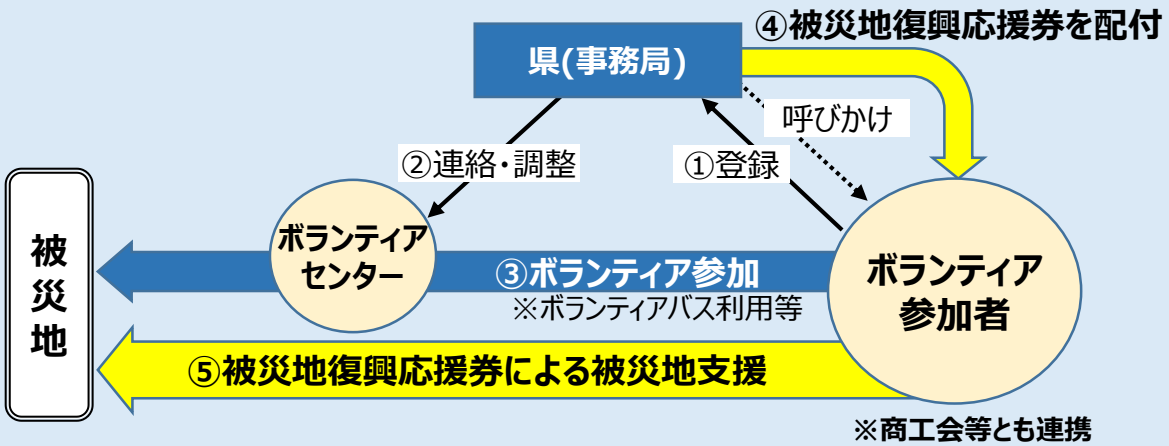

＜スケジュール＞
8/22 実施期間 9/30　発送等　11月頃
被災地復興応援券の利用(発行から1年間)
※被災市町村内の店舗等で利用いただき、被災地復興を支援

○全体事業費：91百万円
○負担割合（県10/10 コロナ臨時交付金 **）**
○事業主体：県
○事業内容：
1 実施期間　8/22～9/30
2 ボランティアの参加方法
（事前登録⇒ボランティア参加日・人数・支援先等を正式決定⇒当日参加）
3 被災地復興応援券
・配付方法：ボランティア参加後、後日郵送
・金　　額：3千円
・利用期間：11月頃～（発行から1年間）
・利用対象：被災市町村内の店舗等
・対象人数：3万人

令和２年７月豪雨に係る災害廃棄物の状況について

環境生活部

【対応する課題】

①路上の片付けごみ

②非管理の仮置場の片付けごみ

③家屋から未排出の片付けごみ

④家屋等の解体ごみ

産廃・一廃事業者、関係団体等の支援で搬出
①路上のごみ：県内外の自治体、一廃事業者等
②非管理仮置場：産業資源循環協会をはじめ各種団体等

ボランティア、地元企業等で搬出

８月末目途
・街中のごみ⇒仮置場等への搬出を促進
※主要被災地（人吉市、球磨村、芦北町、八代市:9月上旬）の廃棄物処理
※車両侵入が困難な箇所や家屋内に残置されているものは除く

公費解体受付開始
※8月12日:津奈木町
～9月中旬:他市町村

自主解体

公費解体開始

公費解体時に搬出

１０月末目途
・仮置場からリサイクル施設・処分場等へ概ね搬出

仮置場で解体ゴミを本格受入れ

令和２年(2020年)８月２１日

「なりわい再建支援補助金」の申請書作成等に関する相談窓口の開設について

令和２年７月豪雨災害の被災事業者に対して、「なりわい再建支援補助金」の申請をはじめ持続化補助金などの相談対応のため、県と商工会議所・商工会及び熊本県よろず支援拠点等が連携して、県内各地域に窓口を設置し、申請書作成等を支援していきます。

なお、相談参加については、新型コロナ感染防止の観点から事前予約制になります。

１　申請書作成相談窓口の開設場所及び参加予約受付番号について

地域	相談窓口開設場所	予約受付電話番号
人吉･球磨地域	中小企業大学校 人吉校（人吉市鬼木町梢山1769-1）	096-384-8880
	人吉なりわい再建サポートセンター（人吉商工会議所内）	050-3532-8757
	（人吉市南泉田町3-3）	0966-22-3101
芦北･水俣地域	芦北町商工会（葦北郡芦北町芦北2060-7）	0966-82-2548
	水俣商工会議所 （水俣市大園町1-11-5 ）	0966-63-2128
阿蘇地域	小国町商工会 （阿蘇郡小国町宮原1754-14）	0967-46-3621
	南小国町商工会 （阿蘇郡南小国町赤馬場1900-1）	0967-42-0142
	高森町商工会 （阿蘇郡高森町大字高森1614-3）	0967-62-0274
荒尾･玉名地域	荒尾商工会議所 （荒尾市大正町1-4-5 ）	0968-62-1211
	玉名商工会議所 （玉名市高瀬290-1 玉名商工会館）	0968-72-3106
	南関町商工会 （玉名郡南関町関町1500-1 ）	0968-53-0120
	和水町商工会 （玉名郡和水町瀬川3613-1）	0968-86-2127
山鹿地域	山鹿商工会議所 （山鹿市山鹿1　3F ）	0968-43-4111
	山鹿市商工会 （山鹿市鹿本町来民1234）	0968-46-2141
八代地域	八代商工会議所 （八代市松江城町6-6 八代商工会館）	0965-32-6191
	さかもと青少年センター （八代市坂本町中谷い1270）	0965-45-3381
天草地域	牛深商工会議所 （天草市牛深町215-1 ）	0969-73-3141
	本渡商工会議所 （天草市栄町1-25 ）	0969-23-2001
	天草市商工会 （天草市本渡町本渡2547-2）	0969-23-2020
	上天草市商工会 （上天草市松島町合津4276-825）	0969-56-0244

※上記に記載がない地域については、お近くの商工会議所・商工会へご相談ください。

２　申請書作成相談への参加予約

・予約受付開始日：令和２年（2020年）８月24日（月）から

・予約受付時間　：平日午前９時～午後５時

３　申請書作成相談窓口の開設日程

・令和２年（２０２０年）８月３１日（月）から実施

・平日午前１０時～午後５時

【問い合わせ先】
商工振興金融課
担当：時田(内線 5600)、田頭(内 5147)
直通：096-333-2634

令和２年（２０２０年）８月２１日
熊本県国際課・国際観光推進室

県民による令和２年７月豪雨被災地への復旧・復興支援について

○　令和２年７月豪雨被災地の早期復旧に資するため、「くまもとボランティア事務局（略称：「くまボラ事務局」）」を設置し、経済界等へボランティアを呼びかけます。
○　被災地域の経済復興を後押しするため、被災地で利用できる「被災地復興応援券」を発行します。
○　復旧ボランティアと経済復興ボランティアの２段階で、被災地の復旧・復興を進めて参ります。

１　県内企業等との調整を実施する事務局の設置・運営

（１）目的

県内企業・団体等の協力によるボランティアの安定確保

（２）事業内容

県内企業・団体等のボランティアの事前登録によるマンパワーの確保及びボランティアセンターとの調整・マッチング

【事務局】

くまボラ事務局（国際課内に８月１７日～９月３０日の期間設置）
（直通：０９６－３３３－２１７２）

２　被災地復興応援券の発行

（１）目的

県内のボランティア参加者による被災地復興を後押しする経済活動支援

（２）事業内容

被災地で利用できる「被災地復興応援券」（３，０００円：発行から一年間利用可能）の発行による被災地の経済復興支援

【対象者】

令和２年（２０２０年）８月２２日（土）～９月３０日（水）におけるボランティア参加者

【事業費】

約９０，０００千円

問い合わせ先
国際課 国際観光推進室 緒方・橋元
ダイヤルイン　０９６－３３３－２３１５
内線　３１９２

WEB ページ QR コード

8/21（金）15:00 公開

令和２年８月２１日

～令和2年7月豪雨災害に係る「営農相談窓口」を設置中～

令和２年７月豪雨により被災された農家や団体等からの相談をワンストップで受ける「営農相談窓口」を県内１１か所全ての広域本部・地域振興局内に設置しています。

１　設置日

令和２年７月１４日（火）

２　設置場所・連絡先

県内１１か所の広域本部・地域振興局の農業普及・振興課内

① 県央広域本部 農業普及・振興課	TEL 096(273)9672
② 宇城地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0964(32)0351
③ 上益城地域振興局 農業普及・振興課	TEL 096(282)3010
④ 県北広域本部 農業普及・振興課	TEL 0968(25)4279
⑤ 玉名地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0968(74)2135
⑥ 鹿本地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0968(44)2118
⑦ 阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0967(22)1115
⑧ 県南広域本部 農業普及・振興課	TEL 0965(33)3418
⑨ 芦北地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0966(82)5194
⑩ 球磨地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0966(24)4129
⑪ 天草広域本部 農業普及・振興課	TEL 0969(22)4262

３　相談内容

○作物の栽培や家畜の飼養技術、流通・販売等に関すること
○制度資金に関すること
○補助事業等に関すること
○農地の復旧に関すること　　など営農に関すること全般
※これまでに農家やＪＡ、市町村からの延べ３８件の相談に対応

４　相談受付時間

各広域本部・地域振興局

９：００～１７：００（但し、土日、祝祭日は休み）

令和２年７月豪雨による被災農林漁業者の皆様への支援対策一覧（１／３）

R2.8.14時点
熊本県農林水産部

概要	支援対象	補助率等 （●内容、◇補助率）	事業名	詳細版 ページ
農業用ハウスを再建・修繕等	被災農業者 ※今後も営農継続見込みである者	●農業用ハウスの再建・修繕・撤去 ◇国：1/2以内（園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて1/2相当、園芸施設共済未加入者は最大3/10）	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	1
	農業者が組織する団体等（５名以上）	●耐候性・ガラスハウスの再建・修繕（撤去費含む） ◇国：1/2以内	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）	2
	被災農業者（３戸以上） ※被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む者	●自力施工に必要な資材費等の購入経費（パイプハウスのパイプ撤去費含む） ◇国：1/2以内	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	3
農業用施設・機械の再取得・修繕	被災農業者 ※今後も営農継続見込みである者	●農業用施設・機械等の再取得､修繕等 ※被災時に新車登録14年以内の農業専用トラックの修繕・再取得も可 ◇国：1/2以内	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	1
	被災農業者(３戸以上) ※被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む者	●農業用機械、施設園芸用機器のリース導入 ◇国：定額（本体価格の1/2以内）	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	3
共同利用施設の再建･修繕	農業者が組織する団体等（５名以上）	●共同利用施設の再建・修繕 ◇国：1/2以内	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）	2
栽培環境整備	被災農業者（３戸以上）	●作物残さや飛散したガラス等の撤去 ●追加的な施肥・防除 ◇国：定額、1/2以内	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	3
土壌回復	被災農業者（３戸以上）	●災害復旧事業により復旧した農地への追加的な堆肥投入等 ●浸水被害を受けた水田の土壌診断 ●水田の生産力回復のための追加的な堆肥・緑肥や土壌改良資材の導入等 ◇国：定額、1/2以内	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	3 5
共同利用施設等の仮復旧	被災農業者（３戸以上）	●集出荷施設等の仮復旧の経費 ●周辺集出荷施設等への輸送費用 ◇国：1/2以内、定額	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	4
水田における農業の継続（稲作以外も対象）	被災農業者（３戸以上）	●水田の均平や畦畔修繕等に必要な作業委託及び機械レンタル ●営農再開に必要な種子・種苗等の調達 ◇国：1/2以内	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 国直採	5
果樹経営体の再生	被災果樹農家	●浸水被害を受けた樹体の保護・洗浄等 ●浸水被害を受けた地域の病害まん延防止 ●収穫物の運搬 ●改植及び幼木の管理 ●大規模改植による早期成園化・経営継続 ◇国：定額、1/2以内	持続的生産強化対策事業（果樹産地再生支援対策） 国直採	6
茶経営体の再生	被災茶農家	●改植等 ◇国：定額	持続的生産強化対策事業（茶産地再生支援対策） 国直採	7
畜産農家の営農再開	被災畜産農家	●被災による斃死家畜の化製処理､輸送費等 ◇県：1/2、定額	畜産経営復旧緊急支援事業	8
	被災酪農・畜産農家	●被災畜舎の補改修､土砂･がれき撤去､家畜の緊急避難､繁殖雌畜の再導入､停電対策､乳房炎対策(乳牛のみ) ◇国：定額、1/2	畜産経営災害総合対策緊急支援事業 ALIC事業	9
	被災酪農家	●酪農ヘルパー利用 ◇国：実質1/3	酪農経営支援総合対策事業 ALIC事業	9
	自給飼料を生産する被災酪農・畜産農家	●品質低下抑制のための発酵促進剤、不足粗飼料の購入 ◇国：定額、1/2	畜産経営災害総合対策緊急支援事業 ALIC事業	9
	被災肉用牛､肉豚､鶏卵生産者	●各経営安定対策事業の生産者負担金の軽減	牛マルキン、豚マルキン、肉用子牛生産者補給金制度、鶏卵生産者経営安定対策事業 ALIC事業	10
金融支援制度	被災農林漁業者等	●貸付資金の５年間無利子化 ●保証料の全額補助	令和２年７月豪雨被害対策資金	11

令和２年７月豪雨による被災農林漁業者の皆様への支援対策一覧（２／３）

概要	支援対象	補助率等 （●内容、◇補助率）	事業名	詳細版ページ
農地･農業用施設の復旧	農業者等	●被災した農地・農業用施設の復旧 ◇（農地）国：50% （農業用施設）国：65% ※激甚指定の場合等、かさ上げ措置あり	農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業	12
	活動組織（多面的機能支払事業）	●活動組織が保全管理する農地等の応急措置 ◇国：1/2、県：1/4、市町村：1/4	多面的機能支払事業	13
農地復旧と併せた区画整理	農業者等	●被災した農地の復旧と併せて、隣接した農地も含めた一体的な区画整理 ◇国：1/2 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり（農業用施設のみ）	農地災害関連区画整備事業	14
農業用施設の復旧と併せた補強・改良	農業者等	●被災した農業用施設の復旧と併せて、隣接残存施設も含めた、再度災害防止のための改築又は補強等 ◇国：1/2 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり	農業用施設災害関連事業	15
農村地域の防災力向上	農業者等	●農地や農業用施設等の防災・減災対策 ◇国：1/2等	農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業	16
地すべり防止施設の復旧	農業者等	●被災した地すべり防止施設の復旧 ◇国：2/3等 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり	地すべり防止施設災害復旧事業	17
地すべり発生箇所における緊急対策	農業者等	●地すべり防止区域で地すべりが発生し、緊急対策が必要な箇所において、地すべり防止工事を実施 ◇国：1/2	災害関連緊急地すべり対策事業	18
農村生活環境施設の復旧	農村生活環境施設利用者等	●被災した農村生活環境施設（集落排水、営農飲雑用水等）の復旧 ◇国：1/2 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり	災害関連農村生活環境施設復旧事業	19
共同利用施設の復旧	農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、地方公共団体等	●共同利用施設の復旧 ◇（通常）国：2/10 （激甚指定・公示地域外）国：5/10程度 （激甚指定・公示地域）　国：9/10程度	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	20
卸売市場の復旧	被災卸売市場開設者等	●被災卸売市場施設の解体、撤去、廃棄並びに当該施設用地の再造成 ◇国：1/3以内 国：1/2以内（認定地方卸売市場の場合）	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）	21
木材加工流通施設等の復旧	被災事業体	●被災木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・再整備 ◇国：1/2	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（被災木材加工流通施設等復旧対策事業）	22
林道復旧	市町村等	●被災林道施設の復旧 ◇（奥地）国：65%、（その他）国：50%	現年林道災害復旧事業	23
山地崩壊の復旧	市町村等	●山地崩壊箇所の復旧 ◇（緊急治山）国：2/3､県：1/3 （単県治山［県営］）県：10/10 （県単治山［市町村営］)県：2/3又は1/2 （林地崩壊防止）国：1/2､県：1/4	緊急治山事業､単県治山事業(県営事業)、単県治山事業(市町村営事業)、林地崩壊防止事業	24～27
治山施設の復旧	－	●治山施設の復旧 ◇（県営）国：667/1000､県：333/1000［通常］ （市町村営）国：65/100	現年治山災害復旧事業(県営)、現年治山災害復旧事業(市町村営)	28～29
荒廃林地等の治山対策	－	●荒廃林地等における治山施設の設置による事前防災・減災対策 ◇（治山）国：1/2等、県1/2等	治山事業	30
森林作業道の復旧	地方公共団体、森林組合等、森林所有者等	●被災森林作業道の復旧 （森林整備と一体的に行う作業道の復旧） ◇国：3/10､県：1/10	森林環境保全整備事業	31

令和２年７月豪雨による被災農林漁業者の皆様への支援対策一覧（３／３）

概要	支援対象	補助率等 （●内容、◇補助率）	事業名	詳細版 ページ
共同利用施設の再建・修復等	漁協、市町村、水産業の振興を目的として設立された団体等	●共同利用施設の再建・修理等 ◇国：1/2	浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）	32
内水面水産資源の調査等		●内水面資源状況等の調査及び資源回復のための増殖等に要する経費の支援 ◇国：1/2		
漁船・漁具等の導入	漁業者	●漁船・漁具等のリース導入 ◇国：1/2	水産業成長産業化沿岸地域創出事業	33
漁場機能の回復	漁業者等	●漂流漂着物の回収・処理、干潟の耕うん等 ◇国10/10	水産多面的機能発揮対策事業（漁場等機能回復対策事業）	34
漂着流木等の処理	ー	●海岸に漂着した流木等の処理 ◇国：1/2、県：1/2	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業（市町村管理漁港補助）	35
	ー	●海岸に漂着した流木等の処理 ◇国：1/2、県：1/2	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業	36
	ー	●海域を漂流している流木等の処理 ◇国：8/10、県：2/10	海域漂流・海岸漂着物地域対策事業	37
漁港等の復旧（流木等の処理含）	ー	●漁港施設や漁港海岸保全施設の復旧 ◇国：2/3、県：1/3	現年漁港災害復旧費	38
被災施設の復旧等 （中小企業庁による支援）	中小企業者・中小企業事業協同組合等	●県の復旧事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等 ◇国：3/4 ※過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は、５億円まで定額補助（国：2/3、県：1/3）	なりわい再建補助金	39

【農林水産省の支援対策】
令和2年7月30日公表の「令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策について」はこちら
掲載URL（農林水産省ホームページ）
https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/200730_1.html

【経済産業省中小企業庁の支援策】
令和2年7月3日からの大雨に対する中小企業・小規模事業者向け支援策をまとめた「被災中小企業者等支援策ガイドブック 熊本県」はこちら
掲載URL（中小企業庁ホームページ）
https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/2020/202007gouu/pdf/kumamoto_guidebook.pdf

木造仮設住宅の完成・引渡しについて

被災された方々に「あたたかさ・ゆとり・ふれあい」のある生活の場を確保するため、熊本地震での経験を活かして、木造仮設住宅（６１５戸）の建設を進めている。

その第１段階として、７月中旬に着工した３団地５６戸が完成し、本日、市町村への引渡しが完了した。（明日２２日、入居開始予定）

- 人吉市　人吉城跡仮設団地　１５戸
- 相良村　松葉仮設団地（わんぱく広場）　１６戸
- 山江村　中央グラウンド仮設団地　２５戸

〔建設中〕木造５５９戸　令和２年８月２１日現在
八代市（木造４０戸）、人吉市（木造２５０戸）、
芦北町（木造５０戸）、津奈木町（木造１０戸）、
相良村（木造　８戸）
球磨村（木造２０１戸）※村外建設８８戸を含む 。

着手済み仮設団地位置図（8月21日時点）

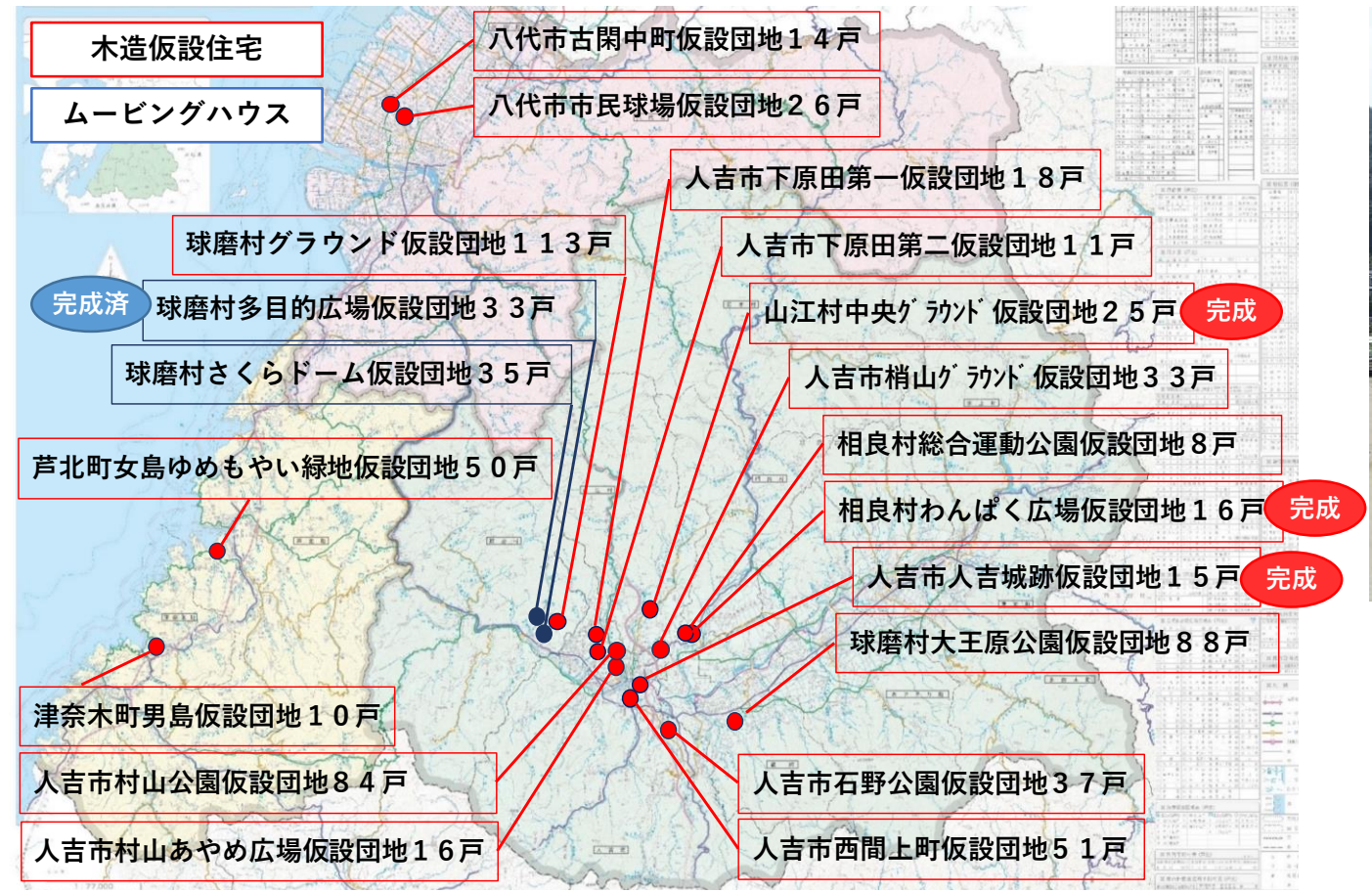

現場状況写真

上　山江村中央グラウンド仮設団地

下　人吉市人吉城跡仮設団地

平面図（木造・2DKタイプ）

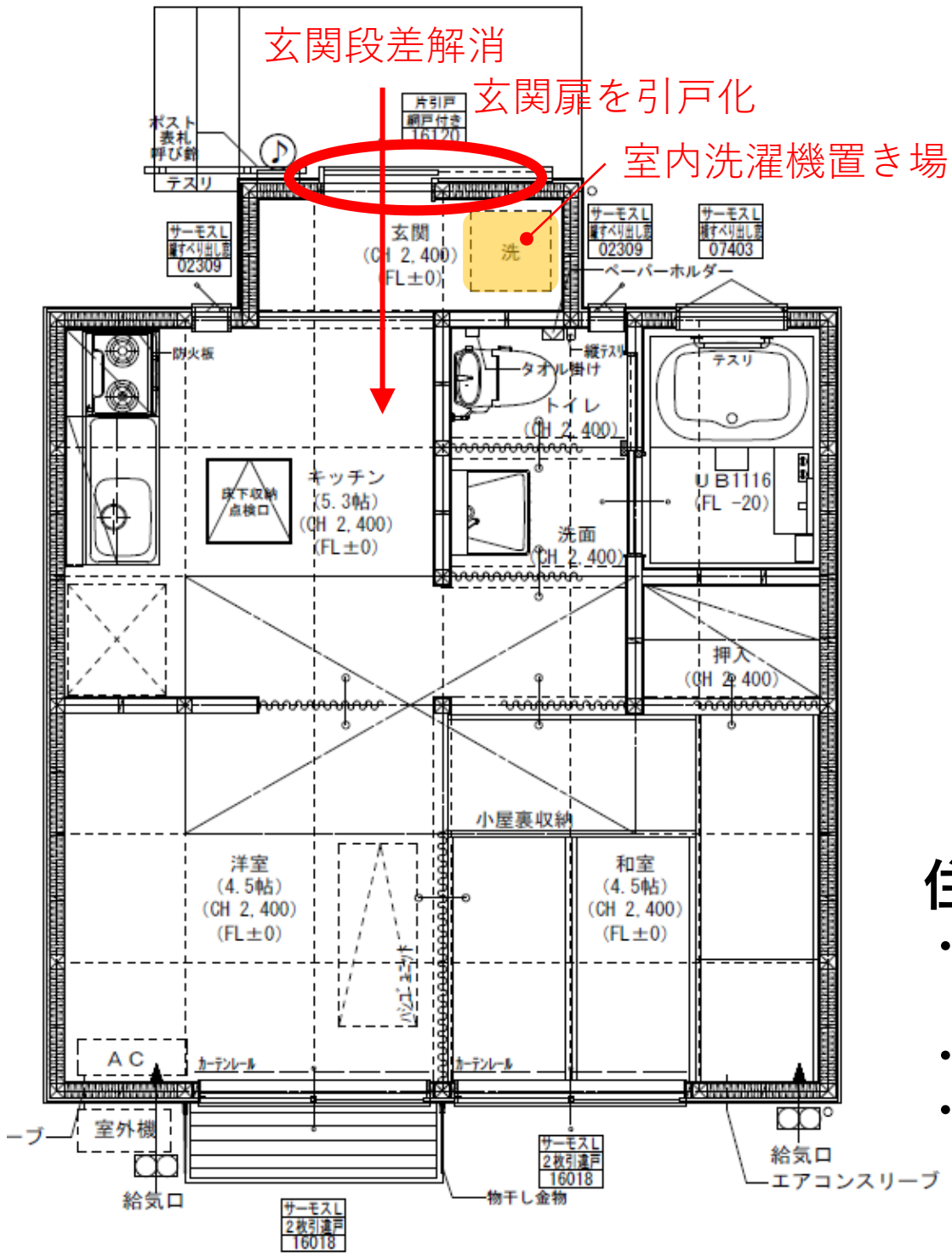

内観写真

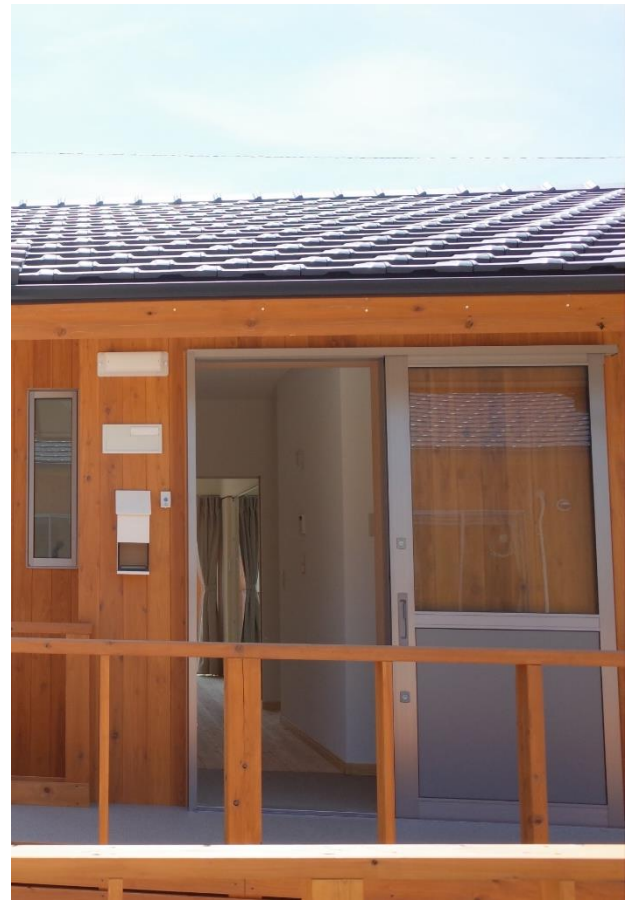

相良村松葉仮設団地

山江村中央グラウンド仮設団地

住宅の仕様（熊本地震仕様からの主な改良点）

- 住む方に安心感を与え、地域の景観に馴染む瓦屋根を採用
- 玄関の段差解消、玄関扉の引戸化
- 室内に洗濯機置き場を設置　など